

令和9年度離職者等再就職訓練事業長期高度人材育成コースについて

1 訓練目的

公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求職申し込みを行い、安定所長の受講指示、受講推薦又は支援支持を受けた者を対象に、国家資格の取得等の高い職業能力を習得し、訓練分野に関連した職種への正社員就職の実現を図ることを目的とする。

2 訓練内容

国家資格の取得など正社員就職に優位な職業訓練として、以下のいずれかに該当する職業訓練を実施するものであること。なお、ア及びイについては、訓練期間中に資格試験を受験し、合否結果が明らかになるものであることとし、また、その合格発表までの期間においても適切に訓練が実施されるものとする。

ア 公的職業資格のうち国家資格（業務独占資格・名称独占資格）の取得を訓練目標とするもの。

イ 経済産業省により公表されている「ITスキル標準（ITSS）」において「上位者の指導の下に、要求された作業を担当する」ことが出来ることとされているレベル2相当以上の資格取得を目標とするもの。

ウ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部科学省告示第133号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの。

エ 学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの。

※ただし、ア又はウに該当する訓練科のうち、以下に該当するものを除く。

- ・「介護福祉士」「保育士」「准看護師」の資格取得を目的としたもの。
- ・「自動車整備士」「電気工事士」の養成を目的としたもの

3 訓練対象者

次のいずれにも該当する者。

- （1）安定所に求職申し込みを行っている者
- （2）安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者
- （3）概ね55歳未満の者
- （4）直近の就業形態において、就業経験において不安定就労の期間が長いことや、安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった者又は出産・育児等により長期間離職していた女性等
- （5）国家資格等高い知識及び技能を習得し正社員就職を希望する者
- （6）対象資格等を取得する明確な意思を有する者

- (7) 安定所における職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、当該訓練の受講が必要と認められる者

4 委託する主な業務内容

- (1) 訓練受講予定者の募集及び選考への協力
- (2) 訓練の実施
- (3) 訓練実施に伴う業務
 - ・ 受講者の出席管理、訓練日誌等の作成
 - ・ 受講証明等に係る事務処理
 - ・ 訓練実施状況の把握、報告
- (4) 就職支援に係る業務
 - ・ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング
 - ・ 訓練修了者の就職状況の把握及び報告
- (5) 修了者（就職者）の定着支援に係る業務
- (6) その他
 - ・ 受講生からの苦情、その他問い合わせ等への対応
 - ・ 災害発生時の連絡
 - ・ その他、熊本県が必要と認める事項

5 訓練受講料

受講料は無料とする。

ただし、テキスト代等の受講者本人の所有に帰する物品等の購入費については、受講者本人の負担とする。この場合にあっては、訓練に真に必要なものに限定するとともに、低廉な額となるよう配慮すること。

6 委託費

(1) 訓練実施経費

受講者1人1月当たり12万円（税抜）を上限とし、個々の経費の積み上げによる実費とする。

(2) 定着支援費

訓練修了後3か月以内に就職した者について、就職後6か月間継続して雇用されていた場合、対象者1人あたり5万円（税抜）を支払う。